

## 改正種の保存法の施行に伴う整備省令案等に対する パブリックコメントの実施結果について

「希少野生動植物種保存基本方針の一部を改正する件」（告示案）及び改正種の保存法の施行に伴う整備省令案等に対する意見の募集（パブリックコメント）を、平成 30 年 1 月 26 日（金）から平成 30 年 2 月 24 日（土）まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は計 63 であり、のべ意見数は計 117 件（うち整備省令案等関係が 84 件）であった。内訳については以下の通り。

### 1 意見提出者数の内訳

メール	61
郵送	1
F A X	1
合計	63

※基本方針及び整備省令等の案に対する意見総数

### 2 改正種の保存法の施行に伴う整備省令案等の内訳

（意見募集対象とした省令案等）

- ①絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案
- ②国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（告示）の案
- ③絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令案
- ④絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案
- ⑤電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（告示）の案

## 3 項目別の意見件数

項目	件数
①「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」に対する御意見	24
希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の規制全般について	7
国際希少野生動植物種の個体等の登録について（有効期間・個体識別措置等）	13
希少種保全動植物園等の認定基準等について	4
②「国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件」の案に対する御意見	48
個体等の登録に係る個体識別措置の対象個体・方法について	46
個体等の登録に係る個体識別措置に係る広報等について	2
パブリックコメントの対象法令以外（種の保存法関連）に対する御意見	12
特定第二種国内希少野生動植物種制度について	1
国際希少野生動植物種の個体等の登録制度の運用・販売規制について	5
動植物園等に対する財政支援・認定希少種保全動植物園等制度について	2
種の保存に関する施策の広報等について	4
合計	84

※③から⑤の省令案・告示案については意見提出がなかった。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」等 パブリックコメント意見及び回答一覧

NO	意見要旨(集約)	件数	回答
<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令案」に係る御意見</p>			
<p>希少野生動植物種の個体等の譲渡し等の規制全般について</p>			
1	<p>登録ができない個体は基本的に第三者に譲渡できないこととなっているが、個人に譲渡できなくとも、実績と信頼があり、個体が幸せに暮らすことができる施設(NPO法人等の保護施設等の民間施設)に譲渡できるようにしてほしい。 【理由】 個体より飼い主が先になくなった場合であって相続人がいない場合など、登録ができない個体は動物園などにしか移動ができず、かわいそうであるため。</p>	6件	<p>種の保存法における譲渡し等の規制は、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合等を除きその流通を原則として禁止することにより違法な捕獲・輸入の要因をなくすことを目的としています。なお、学術研究、繁殖、教育等の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的での希少野生動植物種の個体等の譲渡し等については、許可を受けた上で行うことが可能です。</p>
2	<p>絶滅危惧種と飼鳥に対して区別をせず一律の処分(規制)をかけることはやめてほしい。 【理由】 (なし)</p>	1件	
<p>国際希少野生動植物種の個体等の登録について(有効期間・個体識別措置等)</p>			
3	<p>鳥類を個体の登録の更新制度の対象とすることについて反対である。 【理由】 更新には都度費用がかかるとともに複雑面倒な手続きを度々行わなければならない、本来登録が必要な人が登録の申請をしないことになると考えられるため。 また、鳥の死亡時の欠番番号を国が知りたいということであれば、更新ではなく個体が死亡した際に届出をさせることとすることで十分であるため。なお、この場合、届出者には環境省発行の個体の生存期間を記載した小さな証明書などを発行することで、記念に残るので、届出をする飼い主が増えると考え。</p>	1件	<p>未返納の登録票を違法に入手した他の個体の登録票としてすり替えることを防止するため、生きている個体に関する登録については有効期限(更新制度)を導入して未返納の登録票が無効となるよう措置することが必要です。このため、国際希少野生動植物種に指定されている鳥類についても、生きている個体については更新制度の対象とすることが適切であると考えます。</p>

4	<p>個体識別措置の対象として、哺乳綱及び爬虫綱に例外“Balaena mysticetus(ホッキョククジラ)等”“Abronia anzuetoi(アンズエトキノポリゲータートカゲ)等”を設ける理由を明らかにすべき。また、技術的に可能になった場合には速やかに対象に加えることを明記すべき。</p> <p>【理由】 合理的な理由なく除外することは種の保存の観点から望ましくない。体の小さいものはマイクロチップ埋入の困難さ等が推測されるが、その場合であっても理由を明らかにすべきであるため。</p>	1件	<p>個体識別措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産国で密猟・密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの</li> <li>・技術的に困難と考えられる種等</li> </ul> <p>についてはその対象としておりません。なお、ご指摘の種について、合理的な個体識別措置が技術的に可能となった場合は、その必要性等も踏まえて対象とするか否かを判断したいと考えます。</p>
5	<p>登録を受けた個体等の広告にあたっての表示事項について、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日に加え、事業者による広告においては「登録者名」も加えるべき。</p> <p>【理由】 過去にも動物等取扱事業者が販売していた国際希少種(スローロリス)の登録者が事業者とは別であったために、違法事例の捜査に支障を来した事例があった。業としてまたは、事業者に委託して希少な野生生物の取引をするのであれば、責任の所在を明確にする意味でも登録者を記載することが必要であるため。</p>	1件	<p>登録個体等の広告にあたっての表示義務は、広告に係る個体等が適法に譲渡し等が可能なものとして登録を受けているものであることを確認できるようにすることにより、違法な譲渡し等を未然に防止することを目的としています。このため、その表示事項は、登録記号番号・登録年月日及び登録の有効期間の満了日(※更新対象個体に限る。)で十分であると考えます。</p> <p>なお、登録を受けた個体等の譲受け・引取りをした者については、環境大臣にその旨を届出させることとしていますので、当該個体の販売事業者と登録者や現在の占有者が異なる場合であってもそれを把握できる仕組みとなっています</p>
6	<p>登録の更新手続は、複雑ではないものにするべき。</p> <p>【理由】 高齢化が進んでいることを踏まえ、誰もができる明快な手続きにすることが妥当と考えられるため。</p>	3件	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	<p>登録の有効期間は、10～15年などなるべく長期間にしてほしい。</p> <p>【理由】 面倒な手続きを5年ごとにお金をかけて行うことを避けるため。また、登録票がないため動物園などにしか行き場がない個体が今以上に増えると考えられるため。</p>	5件	改正種の保存法により、更新の有効期間は「5年を越えない範囲内において環境省令で定める期間」としていることを踏まえ、5年間と規定することとしています。
8	<p>登録の有効期間を5年とすることに賛成である。</p> <p>【理由】 絶滅危惧種の安否確認のために必要と考えられるため。</p>	1件	制度の適切な運用に努めます。

9	<p>登録に係る個体識別措置としてのマイクロチップの挿入については、公的機関の獣医師によることを検討すべき。 【理由】 (なし)</p>	1件	<p>マイクロチップの挿入を行う獣医師については、適切に挿入をすることができる者であれば良いため、公的機関の獣医師に限定することは必ずしも妥当ではないと考えます。なお、マイクロチップの挿入が円滑に行われるよう、環境省作成の既存のマイクロチップ埋込み技術マニュアルの活用等についての周知に努めるほか、一部の種について今後追加のマニュアル作成を検討しています。</p>
---	--	----	--

希少種保全動植物園等の認定基準等について

10	<p>動植物園等の認定基準について議論が不足している。認定対象を公立の園館のみとすることも検討すべき。 【理由】 基準を厳格にし、不適格な園館がどさくさに紛れて認定されることを防ぐため。</p>	1件	<p>希少種保全動植物園等の認定基準については、改正種の保存法において、申請に係る園館において取り扱われる希少種の飼養等・譲渡し等の目的、実施体制・飼養栽培施設及び計画等が希少種の保存に資するものであるかどうかという観点で決めることとされていることから、認定対象を公立の園館や公益法人に加盟している園館のみとするは妥当ではないと考えます。なお、改正種の保存法の施行後は、その適切な運用に努めます。</p>
11	<p>認定を希望する施設が動植物園等を会員とする公益法人に加盟していることを、認定要件としていただきたい 【理由】 公益法人に加盟していることで、公益活動に積極な姿勢であることが客観的に判断できると考える。</p>	1件	
12	<p>認定により種の保存に長年取り組んできた動植物園等の公的機能が国民に広く認知され、種の保存事業の円滑化につながる好結果が期待されることから、種の保存に資する動植物園等の認定がなされることに賛成である。 【理由】 動植物園等の公的機能を国民に広く認識していただくことになるため。</p>	1件	<p>制度の適切な運用に努めます。</p>
13	<p>地方自治体版レッドリストに掲載されている希少野生動植物種についても、種の保存法で規定されている国内希少野生動植物種に準じる種とし、域内保全の取り組みとして、種の保存に資する動植物園等との認定要件としていただきたい 【理由】 国内希少野生生物種とともに地方版レッドリスト掲載種の保全は、地域の園館の重要な活動である。</p>	1件	<p>改正種の保存法第48条の4第1項第5号では、ご指摘に係る認定の基準として「…希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること」と規定されていることを踏まえ、域内保全の取組はあくまで法に基づき指定された「希少野生動植物種」の保存に資するものであることが必要です。この点、地方自治体版レッドリストの掲載種は、必ずしも法に基づき指定された種ではないことから、域内保全の取組対象として規定することは妥当ではないと考えます。</p>

「国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件」の案に係る御意見  
個体等の登録に係る個体識別措置の対象個体・方法について

14	<p>インコ・オウムをはじめとした鳥類の個体の登録にあたり、個体識別措置としてマイクロチップの埋め込み又は脚環の取り付けを規定することはやめて血液検査・DNA検査等の別の方法を検討すべき。また、爬虫類などについても、個体識別措置としてマイクロチップの埋め込みを規定することはやめて別の方法を検討すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>マイクロチップについては、とりわけ小さい個体や老齢個体にとっては麻酔を含め体への負担が大きくなったり死亡するリスクあるほか、途中で機能しなくなるリスクもあり、また、取り付けられる獣医師が少ないと考えられるため。脚環については、個体が装着した部位を噛むなどケガのリスクがあるほか、年月が経つと刻印が読み取れなくなるため。また、個体識別措置をマイクロチップ・脚環にした場合は、登録を受けずに違法に飼育・譲渡し等をする者が増えると考えられるため。</p>	43件	<p>個体等の登録・更新については、当該個体等の譲渡し等を行う場合に必要となるものであり、譲渡し等を行わずに所有（飼養）している場合であれば、登録・更新は義務ではありません。</p>
15	<p>個体識別措置として、鳥類についてはマイクロチップと脚環（クローズドタイプ）があげられているが、動物愛護管理法の仕組みと同様に、マイクロチップの埋め込みに耐えられる体力を有しない個体等においては、その事実を証する獣医師が発行した証明書等の書類の提出により個体識別措置が免除されるようにすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>鳥類の寿命は50年ほどあり、規制適用前取得の個体は高齢のものが多く一方で、生体にはクローズドタイプの脚環はとりつけられずマイクロチップ以外の選択肢がないため、個体への負担が大きいと考えるため。</p>	2件	<p>また、未返納の登録票を違法に入手した他の個体の登録票としてすり替えることを防止するため、改正種の保存法により登録に当たっては個体識別措置が義務づけられました。マイクロチップや脚環による個体識別は、比較的容易に個体識別が可能である等、規制の運用面や実効性の担保の観点から、他の個体識別方法よりも適切であると考えています。</p> <p>なお、マイクロチップの挿入が円滑に行われるよう、環境省作成の既存のマイクロチップ埋込み技術マニュアルの活用等についての周知に努めるほか、一部の種について今後追加のマニュアル作成を検討しています。</p>
16	<p>マイクロチップ挿入に同意している獣医師がどの程度いるのかの実態調査をすべき。</p> <p>【理由】</p> <p>鳥類へのマイクロチップの挿入について、普及が希な場合に、獣医師が一般飼い主から依頼された場合には拒否する病院が出てきてもおかしくないと考えられるため。</p>	1件	
<b>個体等の登録に係る個体識別措置に係る広報等について</b>			
17	<p>個体識別措置の義務づけにあたり、鳥類の獣医師への情報発信・マイクロチップの挿入方法の普及などを推進すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>情報が正しく獣医師に伝わらなければ個体が命の危険にさらされるリスクが高まるため。</p>	1件	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、マイクロチップの挿入が円滑に行われるよう、環境省作成の既存のマイクロチップ埋込み技術マニュアルの活用等についての周知に努めるほか、一部の種について今後追加のマニュアル作成を検討しています。</p>
18	<p>個体識別措置のうち、マイクロチップの耐久年数など、長寿の個体についてどう考えて挿入の案内を出しているのかHP上で提示すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>長寿の個体については、その寿命に対しマイクロチップが耐久できるのか疑問であるため。</p>	1件	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

## 今回のパブリックコメントの対象法令以外(※種の保存法関連)に係るご意見

## 特定第二種国内希少野生動植物種制度について

19	<p>販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制することができる「特定第二種国内希少野生動植物種」制度について、議論が不足したままの制定であると考え。最低限、飼育の継続をあきらめる人々からの個体の回収作業の具体策は検討すべき。</p> <p>【理由】 個人レベルでの飼育下繁殖が、域外保全につながっている例もあるが、譲渡しを規制すると、行き詰まりが生じるおそれがあり、現時点での貴重な原資個体群を消滅させることになりかねない。しかし、個人と業者の区別をつけることは困難であり、今日では、繁殖し譲渡しする者はすべて動物取扱業の登録を行っているため、個人であっても業者という立場をとらざるを得ないことから、特定第二種国内希少野生動植物種制度は有効ではないと考えられるため。</p>	1件	<p>今回のパブリックコメントの対象外ですが、特定第二種国内希少野生動植物に指定された種については、主体が個人であるか事業者であるかに関わらず、販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみが規制されますので、これらにあたらぬ捕獲等・譲渡し等については自由に行うことが可能です。</p>
----	--	----	--

## 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度の運用・販売規制について

20	<p>登録票のない個体については、獣医師による登録の申請を可能とすること。</p> <p>【理由】 獣医師による救済措置(治療行為に係る譲渡し等の規制の適用除外)だけでなく、獣医師による登録票の申請を可能にできると、動物園に移動しなくてはならない個体を減らすことが可能になると考えられるため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、現行法上、(獣医師であるか否かに関わらず)個体の正当な権原に基づく占有者は、登録要件を満たす個体であって必要な書類が準備できるものについて環境大臣の登録を受けることが可能です。</p>
21	<p>登録の更新について、有効期間の満了前に登録者への事前通知をしてほしい。</p> <p>【理由】 更新を忘れることがないようにするため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>更新に関し、高齢者等、手続に不慣れな人に何らかの直接支援が受けられる仕組みを作ってほしい。</p> <p>【理由】 更新時期が複数あることも有り、手続きが複雑であると思われるため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>更新に関し、自然環境研究センターの電話が円滑につながるようにしてほしい。</p> <p>【理由】 自然環境研究センターの電話がつながりにくいとの話を聴くため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

24	<p>正規の手続きに基づいて繁殖、輸入された個体を水際(税関等)にて足環、マイクロチップの確認と登録票の発行を行うことを検討するとともに、国内繁殖個体について業者が保有する個体の届出を義務化することを検討すべき。</p> <p>また、イベント等での販売を届出制とし出店社の登録状況と販売個体の確認を主催者に義務付け終了後に登録個体の販売状況を届出させるとともに、販売時には購入者がネットアクセスなどにより番号と保有者を指定登録機関にマイナンバーとともに利用登録させることを検討すべき。</p> <p>【理由】 流通個体の確認ができるとともに、繁殖、販売できる個体種が限定でき不法販売の撲滅に寄与できるため。</p>	1件	<p>今回のパブリックコメントの対象外ですが、登録を受けた個体等については、その譲受け・引取りをした者は環境大臣にその旨を届け出ることが義務となっていることから、流通個体の占有者等の情報を把握することは可能です。</p>
<b>動植物園等に対する財政支援・認定希少種保全動植物園等制度について</b>			
25	<p>種の保存事業は国家的な事業という側面を持っており、種の保存に関わる法的手続きの簡略化とともに、動植物園等に関して、財政的な支援も充実していただきたい。</p> <p>【理由】 希少種の域外保全を園館のみの財政で賅うには限界があるため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、改正法による認定希少種保全動植物園等制度により、個体の譲渡規制が一部緩和される仕組みが新たに設けられました。また、希少種の生息域外保全等に取り組む動植物園等への財政支援の充実についても、検討してまいります。</p>
26	<p>「認定希少種保全動植物園等」制度の創設について、合法的に飼育されている動物に対して、無償譲渡はおろか一時的に第三者に飼育を頼むことすら禁じる規制において、密輸や密売等を理由に押収した違法な動物を特定の営利団体で簡易に流通させるためにその規制を緩和する制度の創設など違和感を感じない。</p> <p>【理由】 合法的に入手した個体であれば予め個体登録をしておけば後の手続きはインターネット上で5分も有ればできる作業であり、新たな制度ではそれ以上の手間がかかるので、そのような制度を創設する必要は無い。すなわち、今回の法改正の対象となるのは密輸や密売など違法を理由に押収した未登録の動物が対象と言う事であり、違法な物を流通させるための規制緩和など必要ない。</p>	1件	<p>今回のパブリックコメントの対象外ですが、認定希少種保全動植物園等制度は、個体の個別の譲渡し等について種の保存法に基づく許可が必要であることにより動植物園間の円滑な連携に支障を及ぼす場合があることを踏まえ、認定に係る計画に従って行われる譲渡し等について規制を適用しないこととするものであり、希少種の生息域外保全等を一層促進させるために創設されたものです。なお、違法に取得した希少野生動植物種の個体を取り扱う動植物園等については、認定をしないこととします。</p>
<b>種の保存に関する施策の広報等について</b>			



27	<p>絶滅危惧種の生息状況についてパンフレットやHPのみならず、マスコミに働きかけるなど積極的な普及啓発をすべき。</p> <p>【理由】 密猟をなくすには取り締まることも重要であるが、野生動物の現状を知ってもらえれば絶滅危惧種を飼いたいという人の需要が減り、ひいては密猟が減ると考えられるため。</p>	1件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、絶滅危惧種の生息状況等については、これまでも環境省による報道発表、HP、パンフレットのほか、政府広報の活用など各種メディアを活用することにより広報を行っております。引き続き積極的な普及啓発に努めます。</p>
28	<p>今回の法改正やパブリックコメントについてのアナウンスが不足している。 また、個体登録の窓口となる自然環境研究センターからはわかりにくい又は見られないようになっているので、改善すべき。</p> <p>【理由】 SNSで情報がとれる人はいいが、高齢者などにとってはアナウンスの配慮の不足から不幸になるケースが増えると考えられるため。多くの方が利用しやすいようにするため。</p>	3件	<p>御意見は今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>